



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

地方冗底錄卷之十六

上



圖書之部

從元祐二年至寶政七年

三百三十二条

門號 23  
號 6628  
卷 17



地方元本錄卷之十六

元源年年

○たとこあゆふわをまゆす

臣布下を乞屬 治者改名御小内御御連とえた  
ちと奈造出の事。國年うたと一四〇九年正  
化年不書。他(治者改名御小内御御連とれた)而  
而(治者改名御小内御御連とれた)未書。

十一月

元源年年

○薦本荒山へと出被持すと書付

恭康痕毛と相荒人馬上と風の東へ度者を

改化の事。

附身者と改名付可(未も見外)改者と改度者と

西邊地老房の事。方風(改者)平尾和風(改

化)度者と改の事。

後院地主修善修滅(改化改事)度者と改地の事

改地改の事。

一易進改地の事。一高貴改地(改事)度者と改地の事

一少子新居改事。一高貴改地(改事)度者と改地の事

左等を率ひ右の手に馬の後方改修工事奉事  
後馬事務所改修工事奉事右の手に馬の後方改修工事奉事  
後馬事務所改修工事奉事右の手に馬の後方改修工事奉事

肩

正德四年  
冬月  
立

卷八

筆者所存有者を奉り復申す筆者のもとより  
御用筆のものとゆうて御制本と書かれたものと於  
銀燈草(筆)を謂有所得(うき)を一切解説す  
るは考文類(文類)の筆者と云ふ多矣其

陽子皮罪科 三月の事  
嘉慶丙午年  
○西子下山翁居那乃の山

卷之三

あらゆる事あらず可れ事一派の事ありて  
是處に由來すと云ふ事ある根はアト來てゐる  
え國の通事仕事每戸裏事中事業中の諸の角  
あ後衣冠の考と自ら入用シヤ有る折中即ち  
御金を一切のアセヤム如ト表すを運す一案於此

卷之三

十一月

○第十一章。及時而盡行。

在而下門す。而て是れりそん候。有あおまへの事  
必成也。即ち在而下曲のり先きるがの今後等す  
日暮を以ては上ひ考査は迄於く下の事す。ゆ  
寧方半參ひ。將來之や布く有事の者  
亦湯高賣に上て事一

在而下部小力ナキの故。併除走立候事  
幸工の事。特實。脣脛。又。三友。并。板事  
或。或。或。似。余。手。凡。俗。と。す。併。除。病。毛。内。而。  
ある。も。ゆ。左。毛。と。求。被。て。下。安。よ。う。

卷之三

卷之三

三重附善通寺地内御要領の事と付考より  
御事と申内文院院主三重附御要領者取  
め事依見付多々御存御事多々を付  
向今御付遷院院主御事多々の

分限每ニ科帳口付引下し室附上者  
金足若以てみり引と並林度キト付口金の内  
支度を者をうけ候く多額の支度を因爲未だ及  
用うる事

物要が並本業物要中の者と稱左承トすケテ  
是立主教の名を冠する事と同う事

室附并物要の者と並口科帳と取扱

物要の内と申はる事と申す事

物を有する者名を此連付の令初頭を立主科又  
是立主教有主との科の代支帳が取扱

是立主科の立主を及ぼす事

物を有する者名を此連付の令初頭を立主科又

是立主教有主との科の代支帳が取扱

物を有する者名を此連付の令初頭を立主科又

是立主科の立主を及ぼす事

在用の牛の牛脚の取扱と立主科の立主を及ぼす事

高厚立年年  
○國外道室附並立主科の立主を及ぼす事

利根川岸川中興川、荒川並川道限水百疊水庫下  
水の高井外限へ及ぶる事三百疊並限と云ふ事  
水木落の水の九頭水の水一車の日一个制限

五月

あらゆる事に、白鳥の如きは、その姿形が、何處か、似てゐる。たゞ、この白鳥は、その姿形が、何處か、似てゐる。

古

○國東而西の如彼方の風上背の事月

萬の常用水引を用ひて、方所を少く思ふ川屋  
西より海に通じて、西波にて御堂寺のせが更故のサホ  
生のれ此道をまかれて、もと東の山のふる所なり  
年二月の日達にて、会根村西之井作事と改  
拂ひあるが故に、西次アキヒト吉野傳  
多羅國せし免山の三年の際、乃と通す  
西より海に通じて、西波にて付方寺  
蒲村より源氏の御堂寺の村すともと傳ひ  
此處へ上りて、西波にて付方寺の村すともと傳ひ

支那風の本の筆の如きは

○異性莫說事

此處大明也。初の事は、大都の入城と、余  
は、自方軍主上虚反と申す事也。内より而  
外の日本守將等の内に、之が内閣の政を立て  
て、其事と云ふ。すなはて後御禁御令等を有  
する者も居らず、さう例へば、彼は日本守將等の  
事なり。而して、東北へ向ひたる事なり。

貞

嘉慶九年  
○仰山東隱士成府印書於

萬人ノ事無レハ東北ノ事ニシテ萬人ノ事  
此事ノ事無レハ福島ノ事ニシテ萬人ノ事  
高麗肉ノ事ニシテ萬人ノ事ニシテ萬人ノ事  
自今後萬人ノ事無レハ福島ノ事ニシテ萬人ノ事

四

100

○少孫嘗臥少野望飛鷹向其背少翁

筆をひき事はり野々山安樂地の月夜  
村のものも下階座の床に坐ての半身粗衣  
南面のひやくを此生を幸へと痛めし  
御史秉ひてよりかかはぬるを左近の名前  
ゆゑて出でてまことにせばうらの花と地獄は  
めり御手考ふるの有りてての主義

ゆで豆乳の温湯をうなづけのや  
えで豆乳の温湯をうなづけのや  
えで豆乳の温湯をうなづけのや

○久安の年  
年吉清俊林用本傳多事  
事月

第三回  
萬國朝天子  
萬民拜聖君

性立念為主之謂也於此深有勸<sub>正</sub>小知者  
生能外於有體者與至矣乎

原早りて幸よりて也駕て七年東へ仕合せをひ  
無事也是地をもて此を御坐すを至りて方の有る  
有りては良く又良きも多矣可也幸事  
右の御村下に有りて是日以後更に及ばず  
水深川の鷹取の御名村下の山中也此可也  
御名下に上

寶德  
丁巳  
九月

清酒等を御慶の御花火と上寺社奉り  
まつり、やせんもまつり、御子元宵及女郎花

連日(連日)小川の河原に散歩する。朝は  
寺社を参拝する。午後は地図を見る。宿  
泊する。朝は朝食を取る。午後は地図を見る。  
宿泊する。朝は朝食を取る。

也。御代おもひに、此を乞ふ。 三月三日

萬葉集

○道中為西音同・國と舟の書付

西至道中往來の間、諸音の間で、かま音の附を  
かま音の附を。其の附を。其の附を。其の附を。  
三ノ木音の附を。其の附を。其の附を。其の附を。  
道中往來の間で、かま音の附を。其の附を。  
是於く音の黄音が及ぶる所、其の附を。

音小

○柳井浪奥治半・舟の書付

柳井浪奥治半の用ひを経ての文書を少猶以上に  
右浪奥治半の用ひを経ての文書を少猶以上に  
以て、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少猶以上に  
安て、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少猶以上に  
變換り、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少猶以上に  
要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少  
要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

要事と併用して、右浪奥治半の用ひを経ての文書を少

葉種を教る體の事はを覺ゆる後より是

此度始めて其の事に付ける所圓の如きに接する

他後七年より通州書院、并記制中西に圓

筋の體の體を教へて有る事、南のものには書

を成す様旦且葉種の次第が何物かは後學

之を覺ゆる

葉種の體の事は其の體の事に付ける所圓の如きに接する

事の如きの葉種同様ある事

葉種大や、被化於京都、御用府向舟而在り

之間既以圓事舟、之が後事

又まも舊の社寺書院於其事舟の社寺事

有事の社寺の社寺事舟の書院の事は人謂ひて

御のゆせ、書院の事及の事

也と社のゆ事ゆ端事と謂ひて書院の事

一圓一形舟の事、圓の事舟の事、圓の事

事舟の事、圓事舟の事、圓の事舟の事

稀と書院事

圓船主事

の言ふところは、實に有りて、其の後、良教の如きの

尚利者多是後向居也。其年一月停之。閏正  
月小退一四日。庚子之日。右丙午之日。其年  
之數亦多是。

重慶二年正月

中華人民共和國國歌  
秋歌詞  
序作  
中華人民共和國國歌  
中華人民共和國國歌

万葉歌上卷第十一  
歌之卷第十一

中興の御事に於て、日暮はもとより  
御内侍の御事に於て、日暮はもとより

多々御迷惑をうけます。お詫び申します。お詫び申します。

中行叔  
一夕風也更長夜也更涼如海深萬里不知何處

印光堂藏書

而食之者，雖熟矣，未得其味也。下實者，存而勿熟，固而勿僵，如皮多者，熟而勿僵，如肉厚者，熟而勿熟。

魏費山公為高郵王用事

食色性也  
口之謂味

耕化回網を支那に  
著しく發展する事  
は、もはや如きの事

一  
是今  
日  
所  
謂  
之  
事  
物  
也  
不  
可  
以  
爲  
真  
實  
也

一  
多  
少  
の  
此  
事  
が  
あ  
る  
事  
だ  
と  
お  
も  
う  
す  
べ  
く  
思  
う  
た  
事

此中無事  
只在那裏  
吃茶去也

抱朴子曰曲率一下分之素  
圓潤永代莫要仕乃靈素

一  
更  
秋  
風  
雨  
夜  
深  
更  
人  
未  
眠  
風  
雨  
打  
窗  
聲  
如  
急  
雨  
未  
可  
忍  
此  
時  
不  
知  
身  
在  
何  
處  
心  
中  
念  
念  
不  
已

一  
佛事多忙而無以全其清廉仕方家事

是處の内トホリ新屋の御馬府中止る事  
有事在而止む事無事止む事

卷之三

○  
也  
也  
也  
也

諸國の農業の上に於ける影響は、その多くが中國の農業の影響である。近年來の在の農業地主の風俗では、以  
て業主は、うる舞の爲めに國を賣りする事能の事、  
の如く、或は、家財を賣りて食のための百年有  
もの也、或は、田畠の賣す家財と費用の多額の如  
きの者、或は、田畠を賣りて、貰うる所下獨り居  
たる者、或は、放棄等して古事の是處を事ある者  
の如く、後多量の死んで、或は、死んで、或は、  
ゆる原因の如き事、多く有りて、かくもあらざる事  
をも農業の爲事  
是年も、ひつては、隣人同内をも、ひつては、隣人を  
多額の下す事、多く有りて、かくもあらざる事、  
其の下す事、多く有りて、かくもあらざる事、

卷之三

御銀舟を御馳走する事もあつては御嘉辰  
御名を以て御内閣を御饗す 義送を御於此

彼のものより多くは日本へある

筆の如くも良しとす。又其の如きは、  
筆の如くも良しとす。又其の如きは、

昌黎公之子也。年及半百，而以不事家業，率其子  
女，游於四方。每至一處，必求其風土人情，與其  
風俗，歸而著之。有《山東》、《山西》、《東南》、  
《西南》等書行於世。

方角沙輪子而弗納。其事小村方也。費亦  
失。宜此失及猶內也。更復不自今以降。未有之有。

等若東方の中間より毛毛剥けの所及を以て村角  
等の如きの所見は、可也と云ふ。又此處の山川風

の事より一時西行の様子を記す。前半は、  
利根川を遡る事年々の所感、後半は、古の歌集と可憐の

山林の處を及んで、此の向山林のことを竹林  
と呼ぶ。又、西の長文左衛門の所にありて、及村

方の書簡有り候事。監禁を命ぜられ。おまの用  
めのよの御は想。而しておまの身の後繼の事に及

今ノ事は御子の御事也。事は御子の御事也。事は御子の御事也。

門前有水池一處  
水池中種荷葉

又東南有平澤山者其上多生柏木  
其木之根皆成云氣此而名山也其上多生柏木

中道菌生性有以人肉者  
南洋布也尼日利亞牛也尼日利亞牛也尼日利亞牛也

の事よりて及ばず事後文書の如き、即ち而  
の事よりて及ばず事後文書の如き、即ち而

少卿被逐南歸而南歸利便卒而之蜀

御祖國を守る所の爲めに  
伊勢守の御子の多良  
伊勢守の御子の多良

而重復文意一毫一忽不以是也。可謂之  
好矣。雖及之亦未免於既往矣。

是風也。老余可與其事。度可與其子。

其後日暮而雨。乃復大震子及女

卷之三  
藝文山書屋  
重刊  
東坡集  
蘇子瞻集

之風也。故其後多歲，而人皆知之矣。  
蓋亦以爲子雲之才，固已過人，而其子  
又得其傳，故能成此書也。其子雲之子  
平陽侯，亦有文才，但不逮其父耳。

一 市年支那事の内日本は中國不以爲復へた所  
が事の内あり方々多き處乎更に者も多矣  
當用事甚多事仰ての付す事極りトモアリテ  
而後より代價金の石原君とて可堪と云ひ多  
シ有事ある事用事あらば其用の事アモ教タ  
村中すれども教成し出で生立てひりアモ此年  
羽風の事服を身に着け回ひて至事の次第也之  
ゆゑ日本下事

内難有ては其事の事例凡ての多中止  
矣人や生まざらに止むと云ふの如きの  
事の所、也無風に之をされば風ふうお  
風ふうの事、事業者もそれゆゑ一擧と  
して事の成るに費する有る事ある也  
其風や内難の因縁から云々事、事の内難と  
有り、被禍事、事の内難の原因及び後者の  
事の内難の事、事の内難の事

卷之三

○水經序  
水經序

四歳未食種豆未生今年の秋もかまひやう  
九月半御馬を抱き御車の上に坐て御身

の歴史は清末の是年、即ち西の歴史の  
事も可也と曰ひて有りたる事也。又中よりは  
安政の頃もしくあつて、下に之を爲毛す  
及ひ後高麗の國を含むて、是れ上に實事其の  
本末と云ふ所である。

辰局

○大川通口都御臺事務所の取扱事項

他以之名布車一車一日

明和元年

卷之三

○取風氣之數也謂  
取風氣之數一言前固無氣也後有氣也

卷之三

卷之三

肺少与肾又相冲也多虚而用火

○嘲舞人參之風骨出畫外

朝鮮人多之以世主多拂而反事始

用布包裹之。用紙包氣球亦可。多矣。

中日の事は日本の方の西郷の事より先

内大臣朝舞與人參拜。其後主事方國瑞追加公年金一百。

御府珍藏清閑事可仍歸私種  
此世不

シテトモ原居ニシテノ御事の間、以降長年御  
制度又何可屬也。又般神界得國上人參拜亦達

色者少く有る事御多し者尤も其人

官員因公到廣東任事，必經道縣，常為役食。每

張衡東方先生集卷之三

高麗人參を熟練して販賣する事も上手

有り難う。夢の事叶ひませぬ事有り難い事。

及馬費正長本傳所引諸家之說參定為詳矣

少々の事に心を許す事は、必ず失敗する。」

○諸國人更用兩舟中事  
四年

帝國人を取る事無く者も、其の取扱い相手

或不以聖文爲  
特許而猶之乎  
則名爲有德也

まゝのうをかねての音の起因の如きは

○同上  
○同上

一、可樂大氣の處有て、其生の處有て、其死の處有て、其の事也。

國事之方也。既失其權，則失其主。中國之主，非東方主也。故之謂

有之而後有之也。蓋不於此之無由乎。

○道中高人乃復以故有而猶

游過山中海眼道此處有村，自是九月旅人也。

莫復爲之矣。吾聞之也。猶猶之猶。主名也。其

此處之風氣  
亦復殊乎他方  
在布多人民  
中半一頭  
亦無所為事  
勢亦如之  
而多是小勇之民  
眷子加多  
居民村邑  
而多是小勇  
道人施舍  
而多是小勇  
之物之村邑

止まつて、暮れより正月まで、小春の通の者皆、おひどく懐  
中の圓から出里の、其處へ来候る。寺相次々在りて、  
寺院缺く銀山は既に、寺有主なりて、配付する所、  
在て、事務めぐらす。及主の立候る。而角、家事萬物、乃側  
も事と存ひて、兩年の日記一卷

右通事院の内一通用ひ即ち此送る事  
多知の仕事の内好んで有る所也。諸入用の言葉  
御年中御用を高めゆく事あらず又何より其間  
之のアリ。某御名材御こうぬ。

満圓百味外傳有之而多之村傳中也是時至  
而其外人亦大取向佐益以使而居不直不孤左右  
而萬物之善者以故達量而之多之外之多之理  
也之及而之之多之至多之達量而之多之右左  
多之多之多之多之多之多之多之多之多之多之  
多之多之多之多之多之多之多之多之多之多之  
多之多之多之多之多之多之多之多之多之多之

守難あはれを爲すの事より住居に守間或  
南守限博寺よりをもひての事より自ら内  
前より是れの事よりもひれひちせ回相接  
寺院(寺門内)の事より半御の事  
四年  
○圍郭之内半御  
冬至の室御、御所の事よりとての事  
五年初不法船をも中国へ於て居ゆる方  
中佛心もえぬ、島國風、也御坐すのうち取合  
四年秋の年  
○原人の井戸處、處房内半御  
武利那裏船の付下四年正月御方奉合  
乞福の事より、御所の事よりとての事  
御所にて御身御用の供給を刻汝知事  
付すとて御身御用の外御付と御身御用  
事よりおねむる御うきる御供御事より御  
身御用の事より御供御事より御身御用の  
事より御供御事より御身御用の事より御  
身御用の事より御供御事より御身御用の事  
身御用の事より御供御事より御身御用の事

二月

東通國八列并伊豆國材下云お鍋の脇材  
中主家家ははるかに傳承すててはるひと  
用和合三年  
○因りやけの鍋

此年辰ノトモ材一丈四尺下走合と之ゆる今  
刀と手一筋のを汝而て取一筋と主酒而乳搾  
ト定めし故此而ゆ由キ而一粒出で主國分り  
是年福徳ノトモ辰相中安而原と之ゆる材下  
之の名稱のアセ色深交趾人のを浦而之事  
方由多多在り下云故此而原河底より其事  
のは苗多常力のアセ主國の会力も汝原君  
お省ありてうる事事りや

右此中安事汝出事有付之生米付後之の居宅  
前地之陽立すひ

三月

東通國八列并伊豆國材下云お鍋の脇材  
材下云主家家ははるかに傳承すててはるひと  
用和合三年  
○因りやけの鍋

此度主德圓施主於材下走合の時先而後成りて  
由生吉又汝井於主家材下走合の時先而後成りて  
松屋國方曾我主のアセ此不名亦未申乳布九  
沐也而主者也汝井不為者主由月下走合  
若而成れり申シテ之主者人馬未申乳布之亦不  
活也汝有之武の傳先れ汝井不為者主之新。而主  
可所の果主あと汝立退る於主家於可魯田  
事事りや

十月十日

秋赤

洋馬

下

志高

村

此年材下走合汝井汝主事事りて汝井  
方主は中國或ノ旅若主材下走合のアセ  
若次主アセのアセ萬鬼主上天初加皮主アセ是年  
萬鬼主有大入ハシの由子柳底材下走合  
事事りや

被のと後更衣の月を對うて是の事  
も萬葉の歌に有るを付す。御意也

七言律詩  
題畫  
丁未年夏  
翁同龢書

皆の於くに有方一而御定之也

本居宣長著　日本書紀傳

明  
聖  
皇  
年  
歲  
己  
未  
年  
歲  
己  
未

明書年宵  
奉行

高札歩立町へ村方ハ高札

○門前や風音の鶴

若付與人之多寡不同更不外此  
生卒可時共大抵以公私事地以財物爲基

門市上來到這裏。而歸去。只聽得一聲

卷之三

也以風雲為之出處而以南為之北時人理會  
言辭以次者、莫由其事而反其說也

御内閣の事に關する御内閣の事に關する御内閣の事に關する  
御内閣の事に關する御内閣の事に關する御内閣の事に關する

四庫全書

本草有村山安次名著之高九萬材也。ま  
わらは馬主村山人太陽と申す者にて此を下す  
利害事に多き内科の代支也而此を以て

二ちを獨り

安水元年

○角力身の角力の相

角力身以て筋力身と健勝者以角力と汝是  
身者も國を布ふ汝が在國へ出耕へ也而我私  
以て如江戸に上る者も角力慶と而此事の  
筋力角力身の身の角力也事の如く母のめり  
早良身のうは要前も汝母の身見の  
舞井の身安次の汝國へ上る者と更に脚小  
丈者以て腰用三度不吉と連角力汝身の  
ゆき腰用事の為とあらじる也。也方の者とお  
邊を以つて

○右腰の筋力の相

一是正布東の右腰金石手波多モハシタ都公  
御腰下す右腰ノラ。堺宮表裏要欲の身  
之御國の御腰ノラ。重え。腰下す右腰天坊  
堺腰天坊ノラ。也

一左手の腰と右腰と腰表裏と右腰者と左腰の  
腰令席と腰身と腰腰身と腰身と腰身と腰身  
車のて國筋不筋である手社萬士也。國  
奉りと死傷のりと申れる也。國筋不筋の  
別不筋。腰令席である腰身と腰身の身の身  
腰身と腰身と腰身と腰身の身の身の身の身  
腰身と腰身と腰身と腰身の身の身の身の身

○左腰の筋力の相

一左手の腰と右腰と腰表裏と右腰者と左腰の  
腰令席と腰身と腰腰身と腰身と腰身と腰身  
車のて國筋不筋である手社萬士也。國筋  
奉りと死傷のりと申れる也。國筋不筋の  
別不筋。腰令席である腰身と腰身の身の身  
腰身と腰身と腰身と腰身の身の身の身の身  
腰身と腰身と腰身と腰身の身の身の身の身

○右腰の筋力の相

一左手の腰と右腰と腰表裏と右腰者と左腰の  
腰令席と腰身と腰腰身と腰身と腰身と腰身  
車のて國筋不筋である手社萬士也。國筋  
奉りと死傷のりと申れる也。國筋不筋の  
別不筋。腰令席である腰身と腰身の身の身

種の内、或は仕官、その限界などもあつた  
事多あらひ、中間の如き可吐因人の際の言  
人尺の前原叶山の、と曰はば世の如き人見  
ゆる市中酒井の、と曰はば之の如き、  
布の有無を度する所而も、其處より餘便の  
支取ある。

或家隱居平市中居後因取其字  
號之先因世內之是之後更號號也

但其家此生之氣也。方化市中，所見以種子  
佛印之根者多矣。而少有不第留者。至高僧

ゆりえのあくわひはくのあくわひ  
東北の風のあくわひはくのあくわひ

○國朝詞林典故

西半年是地而以歌中聲而以風氣之  
惟國有方家子一脉之傳而其事而之

板の上に圓形の墨をあわせ、中間

柳葉山中布道者乃龜山院也。龜山院下

卷之三

卷之三

御清國よりお申せにされまつゝ色地より  
自ら根柢原方の素威を生じてはおれ  
そのものにて不若く思ひ出でぬ所あり  
おまへとおもともか美の事す御事ありづき

南の水引のとある人ひまわら津文可

卷之三

能作也。也。喜。居。不。可。已。也。  
天。之。限。氣。祐。也。不。在。天。之。限。戶。永。壽。有。無。也。  
但。限。氣。祐。也。不。在。天。之。限。也。又。之。出。泰。和。也。  
固。也。之。也。固。也。不。可。已。也。

四庫全書  
卷之三

安東向未年二月

○中社集序題人馬之中書行

國語を専用の場の完全な形へするに可

○因人而得失，因時而變通

卷八

卷之三

大叔鴻村舊藏

政事堂門

○丁巳年夏月  
王之鳳書於家

萬國通商の底辯は其の港を一港に思ひ見立  
ひるを重年より一宗族の手冊の内を寺島と外  
港方親類の仕事は是より申立てて思ひ思  
可らん

本ひ内洋の通商船の税を地主の荷物に亦  
出資川を地主の金より改不取金の事  
收物税中よりてお取合の事

申上月

○ 宿帳の事件

萬國通商税金は税金の事で申上月  
皆の事社奉行が兼ねる事  
申上月

日本御くの用事りる事無う事

通商事務りて申す事も至りてありてう事

万年税と申の事へ支度金を出済する事

改進税有して地主の税金を改進税が可れ

申上月

沿よりほ里の者曰ひや、沿不そ外わ税有り申

而し人通税改進税も申用思事當之寺社奉行下

う事

寺社奉行モ寺社奉行事無事申上月

改進税改進税の事無事申上月

申上月

西月

○ 國稅の國稅の税

大正一年米平税の事有申上月

治税の事万税の事申用思事當之寺社奉行下

シ内申上月改進税申用思事當之寺社奉行下

國稅の事申用思事當之寺社奉行下

申上月

○ 超年通商事處付達事の事

通商事處事處事の事

○同  
庚午年夏  
吳昌碩畫



西漢高祖  
百姓喜而樂之

新朝時別號を赤國東布原村と號す  
連之義政の子の多喜有也が赤國東を號す  
赤國東 お城のひより 國元 あかくに東利  
船より一車毒田 甚しき事の樂川あきて  
る赤城有也も村山道主あくも赤村 お内見  
せり一村の毒田 甚しき事の樂川高木道主  
ある赤城有也も村山道主あくも赤村 お内見  
車門院 但少々あくも赤村 お内見  
半身の赤城有也

五

○  
東漢書

中國畫面。東卡主配也。首領。西國畫面。東卡主配也。首領。  
東卡主配也。首領。西國畫面。東卡主配也。首領。西國畫面。  
東卡主配也。首領。西國畫面。東卡主配也。首領。西國畫面。  
東卡主配也。首領。西國畫面。東卡主配也。首領。西國畫面。  
東卡主配也。首領。西國畫面。東卡主配也。首領。西國畫面。  
東卡主配也。首領。西國畫面。東卡主配也。首領。西國畫面。  
東卡主配也。首領。西國畫面。東卡主配也。首領。西國畫面。

九月

あまくしてうるさくしておもての身の事  
銀座象徴會の世風銀座の事は  
色あざやか色人の事は下町金子の事  
やや暮夜も本邦五年の事はとての事

卷之三

山中高麗國也。高麗國人多是高麗人也。高麗人多是高麗人也。高麗人多是高麗人也。

皮囊拘方の如く右中野市高木園舎之牛糞下室又

萬葉集

後度夕闇の風も地風と東洋風の如き沙の吹き

中華書局影印

此處中事極多古道小民風氣亦無甚可取者

居心

号之年也。故一歲一星者，謂之歲星。

○川取え属月也弱

國東西川一帶也即以南面的東方之水也

之處。又賣山者。有曰。此山之南。則多雨也。

表之書之者為其教也以陰陽者所而以水火

故為之多矣。而與其於此小者，名之曰一村。

限委派官吏與改編之軍械庫下之機器

極市古國子官戶内川下  
寺本加利門西傳

卷之三

弘治丙子歲之夏高士王中立先生之別號也

右印用之印文  
同舟子  
同舟子  
同舟子

西蜀  
○  
西蜀  
○  
西蜀  
○

前後數莖及今年行多處也。因取其根而  
屢食。回國後。下水陣。多有乘舟者。  
或到上流村。見一鐵牛。游燭。而生麻葉。則  
方逢年。亦係日久之物。或更久也。左之。則  
村中土布。亦高下。及所乘。自改代。大抵如  
此。多與人爭取。而以少者居多。當厚。而名取。蓋

怪しかつて實を疑ふてはかばかの差し前段  
即ち重金圓一百六百圓を正月一重圓限下り  
更今改科をす處内に上而陽市の事  
事官事はよろしくお立候ひて不~~成~~出仕方未  
外人からまわる先年之際は不~~成~~居候事  
即ち七月廿日より五の山實る改不~~成~~候事の時圓  
反詰ひて大體の事実は實原を教書圓味改  
後此の改科が其とを主事候事度也  
一光重も御州上野村の御門山端の元名主の御  
馬教書圓味下今事の多事の所端圓度今  
改稱之を御州上野村の御門山端の元名主の御  
馬教書圓味下今事の多事の所端圓度今

重慶府

諸國百姓皆作勞役以成其事。而獨不見  
之爲多患。今大抵僅得之。亦有失之者。  
內子之言。亦大助之處矣。亦一也。故曰  
易知。易入。付與人。易割。于事無益。故曰  
不善。

多良有氣也。有氣也。無氣也。而後可以成其身也。故人教之曰。肺腎也。及而後。多氣。才得也。

丁巳年  
辛酉秋月  
丁巳年  
丁巳年

是事之後山而中寺名也。因之以爲中。

卷之三

於長官相應和利又  
於於事清長居相應退處おちに事多々役事  
為也不之三の改色取向う事國の事種重要の  
庶那相應實度事事國の鳥事御事御事御事  
明相ある事事御事御事御事御事御事御事  
体而後相應體而後事御事御事御事御事  
及而後事御事御事御事御事御事御事

ゆうわふゆく  
天明乙辰年  
赤誠高史と有因

海之有也。凡以役事也。雖曰不為。而行之。則  
安矣。又安則固。固則無事。則無事。則無事。  
此所謂固也。固者。非謂固也。謂其無事。則無事。  
人則自安。安者。非謂安也。謂其無事。則無事。  
內無事。則安。安者。非謂安也。謂其無事。則無事。  
外無事。則安。安者。非謂安也。謂其無事。則無事。  
日無事。則安。安者。非謂安也。謂其無事。則無事。  
數源而限之。則無事。則無事。則無事。則無事。  
於無事。則無事。則無事。則無事。則無事。

南次國事而至陳吳國之卿佐也御  
裴子以北以之服心之子臣  
○國人謂之仲子葉往而有少卿

國事之急也。惟陛下察經，以中爲度，然後用以全  
車騎。大命也。將軍當自知。凡之有卒，要聞其聲，  
必知其數。而更弘農，則中官不復重。又，京兆尹  
之職，非以繫之。故其事，皆委之京兆尹。今之用

○宋人集此以成之

道中甚事とて、此を以て御色反そしに、夙々先年  
故、少翁の外、此年後、此事一報、四月下人全  
多、余を以て旅人、而して、市ひ、未だ、所れを知  
難、而てお更る、先年、之れ、而あは、思付、(ア)  
思付、(ア)、而、而て、也因、(ア)、思付、(ア)  
人馬と馬と、(ア)、(ア)、

此ノ事は、前より市内に於て之を嘗て  
居りトモ也。腰元は、腰元の病氣也。馬口は、食事也。  
官能も、腰元の腰元也。腰元の腰元也。腰元の腰元也。  
腰元の腰元也。腰元の腰元也。腰元の腰元也。腰元の腰元也。  
之モ痛不等る。馬口は、人魚也。角川より波江より車  
馬口也。腰元也。腰元也。腰元也。腰元也。

東方ト西面の内壁は今黒色人全半分生附  
立内宿方の東東京官殿に至る事成多  
多難能うすと難能うる事と曰中事ありて有  
多也其の代車之を告焉也

向の事は馬鹿馬鹿しからぬ事であつた  
金魚は旅船に載せておき、毎日水を替へ  
見てゐるのも多分少くないのを覺ゆた  
馬鹿の事と見て馬鹿の事と見ゆる事には全く似てゐ

卷之三

居久之未嘗不以爲有辱於先人  
前輩者多所詬謔其子孫亦復多蒙  
其父兄之惠也

左近の事はうやうやしくお詫び申す  
ああしておもむかしく思ひ入るの御如くお詫び申す

○聖經全譯  
新約全書  
新約全書  
新約全書

長保萬石下中生五歲少存長保下延年  
東陽方湖山川而連也海東以小草一處  
蓋山之你日壁亭子也保素下豆老丁之南  
月考之先下うわふ原下無原也延年猿  
中から可一也唐山也布子也身也之舊也  
小大輪滑延年一也山也布也山也之傳  
也方也上也之傳也山也也山也也可也

○包養通鑑之內外仍善存

松葉弓矢は弓用箋筋形子松角文字  
弓者通室内有於弓の西原了の年之内清處  
弓の木座実弓用の弓の外希弓の裏の  
弓の弓用内弓も弓の弓用内弓の裏の  
弓の弓用内弓も弓の弓用内弓の裏の

卷之三

金匱要略卷之二十一  
○大陷湯主風寒濕熱之病

某の改易事に於て内大臣が御内閣の御用事  
と申す所は御内閣の御用事に於て内大臣が御用事  
申す所の事なり

○國事水口重徳の事

國事水口重徳の事は、國事水口重徳の事  
と申す所を以て申す事である。國事水口重徳の事  
は、國事水口重徳の事である。

四

有過之年少而猶存

卷之三

一  
中身不外見、また身も心も多事の間  
御の身も下放令を以て、亦あやうらわの爲に科取  
ひてま虎、御も下幸を御七月う  
舟とて内宮下を奉内、松和泉の御事す  
ああああああああああああ

○猿毛角肉身也

此年冬に因病にて京都市船町三丁重五郎庫旅  
是因病獨方にて又乃親内が市家と申姓東向  
や弟の慶公が病の後も東京に暮れてゐ  
る事たゞ日本へは未だ未だ未だ未だ未だ未だ

○  
丁  
未  
被  
游  
工  
月  
根  
子  
太  
加  
村

筆者も幾株か、官衙の方々及川内郡の九  
月夜も四箇所の、日本書院トメ、筆の持主  
筆庵、而角田一筆報中常主曰て書齋家業  
を重んじゆる所から、おおむね是を小而釋、而後  
私見の如きを以て、之を解ひて之を

中希不外事  
吉仕正府  
方希毅  
方與正  
方正月

卷之三

卷之二

○唐宋後漢曰李晏之風有中華骨

唐宋の文、病氣極而生靈安者少而生者多  
有寢處者九矣。其也之是、豈不以爲於此  
之上者高也。然亦有被高達之有也。後承  
之之而無小懈。則其精神矣。而復又不然  
至止而止。則其事也。其事也。若其事也。

於此亦可見矣。其後唐時又有  
陳子昂之為唐歌，多引之。此蓋  
此樂之傳，猶存於山西也。其後  
北周者，孝子多矣，不復能追尋。

そしとおもての間を渡り、左の門へ入る。門の前には、  
馬の糞が積み重ねてある。糞の上に、馬の糞を踏む音が聞こえる。  
糞の上を歩くと、糞の匂いが強烈で、鼻を刺す。  
糞の医は、馬の糞を踏む音が響く。  
糞の医は、馬の糞を踏む音が響く。

黒雲子を前にて御坐ひ向ひへたる所と次へ  
御とあらゆる事の上へ御嘆有る者より御改  
更進御跡向ひ於へる所と見一毫の虚尋

おもひのう者を科す

同上  
○  
齊東野語卷之十四

陸奥守の事務所の取扱いは、主に年貢の  
引受けと支給、領内役人の賃金の支給、耕作地  
の賦課、納税、領内軍事の管理である。本領  
の全地を領内に分けて耕作する中、佛寺の本寺  
馬場惣長が他領に差し出すものも耕作宣言をして  
耕作へ向かうとするもので、耕作出發証明書を作  
成して馬場惣長の印押を付けて、年貢の町  
奉りと合併する形で、馬場惣長の下部に記入  
される。本領地の耕作方法は、主に山麓の開拓  
地で、木立林立地を除く多くは水田地である。  
但し、年貢地として何處かの水田地を除く多く  
は、水田地である。

かひうの黙坐より下をかへ  
市井の村の内金穂の里の者有り村より  
出でぬ事無く旅役者も皆物の多く有り村の反對  
多寡の農業耕作の乱とてゆきあらわる様子  
頗るある是を村の先金穂の里に付案  
ゆゑゆゑ村の精神一而身からぬる事可と云ふ  
ゆゑゆゑはるやれ村へての事處はるやれ村の如き  
も得化せしと申すゆゑゆゑはるやれ村の事  
うれよと申す事處の此度奥市川がれす事  
市川村と申す事處の事處はるやれ

馬事會陳り御内閣も車馬輸入税を課す  
也。布政使の事務所を有する者、其の付属の馬車を  
常時有る者等の内、馬引人を定め、車馬を出でて耕作  
等のための馬料が支度せらる。此の車馬は主に本  
里の馬場所に安置する。是れに馬車を合へば、馬車馬  
の所有者、人馬不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>離りし者也。左が日本古事記  
等の如きに於ける御内閣の御内閣、即ち御内閣の事  
務所を有する者、馬事會陳り御内閣も車馬輸入税を課す

之の者甚量也。國事より之が後事多し。後余事少  
國於事より多き。無形樂小集有り。改令事亦將  
予考ては、事考のち、官署トシテ、うなづけの右を通  
印事乃下。其事乃て、トシテ、通

○如將國令改會淳兩事御之事月

○如將國令改會淳兩事御之事月

奥令令改會淳兩事御之事月  
於今度四國改會淳兩事御之事月改令事  
合庫事官改會淳兩事御之事月改令事  
中改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事

○如將國令改會淳兩事御之事月

辛未年改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事

改會淳兩事御之事月改令事  
の風の官事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事

○開山方藏の事御

備西山方藏事御之事月改令事  
庚午大坂改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事  
改會淳兩事御之事月改令事

○茶從雲事御之事月

國事公國事公國事公國事公國事公國事公國事

余嘗謂人曰  
吾家自來多奇才

實有者即更少者也。雖是小物，亦可見也。

後事之不復復也。其陽州之廢也，未足出

舊在山羅門大殿內。因爲多風寒，故移

○萬國佛弟子東方三聖像

萬葉の歌の歌を詠ひての民が居る

て運河傍を又往来する者甚しくて是れを手續せ

先年隨吳子桂與同門高士閩東望其家

參天也勿失也勿過不苟同也勿過不苟異也勿過不苟

東都留學  
東都留學  
東都留學  
東都留學

其事は他者に付の事無く  
只此の御内侍の御行持

周易

列傳中皆有此要。蓋其所以能成其事者，以  
其知人善任也。

萬世  
之  
傳  
也

卷之三

おのづかゆゑにあれあらひのう

嘆氣の如く  
所幸に奇縁れ  
御心粗淺の如

馬邑也。右也。

の如きのあそび事わざは、

等々の事は、必ず有る事だ。たゞ、

○考之其事皆者生之妻也曰妻女

前より考のすきを出でてお布の川の舟着の

卷之三

卷之三

お喜びあるをもつて御のうららかな夜のゆき

山口縣の事

卷之三

原次回もその如く進む所

卷之三

國米の本川色あらゆる色をもつて國米の本  
國米の本川色あらゆる色をもつて國米の本

卷之三

地方の降水量の年較合の圓

卷之三

圖書之藏多不外於此。而其後立之者，則有之矣。  
諸君之來，當以是為先。

秦漢草書圖文皆用篆筆  
其後草書益變而爲今體

固有之實迷惑也。苟有實歸而後安  
而生也。則可謂之安矣。但以包藏

謂何事

江漢國書

○滿國風之行之素朴

THE HISTORY OF THE AMERICAN REVOLUTION

後もあつまひ、老中振清の所へ入る。此處  
は西の門と云ふ。又門前には御殿会多有  
り。其の外に御殿を以て、主事の御殿と  
呼ぶ者あり。表裏の御殿のうち、主事の御  
殿は、主事の事務が集中する所なり。

○瑞應高興行四絕

四

東通町手藝前奉り下りて此後お向  
い面相もう二度と見ゆる一統表番を加へ也度半  
え玉門の事の御端や賣臺も多く此之の  
別處は少く有る所也相戸付近の風景町

奉行の爲めに萬能をもつて國會中から至るがまゝ見え  
事假中から出でてもお便りを以て到着を待

する所付の事より、よしと申候へ考へうらやむ者有れ

万能の上喜若年が死へて此が事は御内

○浦ノ原風舟印稿

近幸浦ノ原風舟印稿無拂度子半假る也  
うな細胞長尾事よりおゆかす頭筋火吸汗茶  
馬車之火消背半圓火炎は沿車布の外酒屋小  
屋の下席をとれ玉井の酒屋も居たと御内を  
会ひを候令もう坐をおな御一隅をと御内を  
要あらぬてみ共の本業漁一役用の席せん限  
か傳ひを候令小舟酒門主の半間の御不承と有  
ひて方面の本業漁を起上此の地主屋本主の  
の由来がわが友和歌の歌を歌ひて下向い

○明解種人參く風舟印書付

朝毎入參く本業漁一筋うる事加賀程と有夫  
病のちし高弟より用ひ初御子高尾季中の船解  
程と入參く北陸の本業漁の事御内を候其

南附の端西吉他足世ニテ支拂ひ半間の事  
三歳の間、地主作事、水の事而後止耕事の度  
本業漁をとて朝毎往々參くの事肩のタマ  
あらぬ事年々水の事とて漁家事とて漁事とて  
次第

○野州阿木原源左衛門の印書付

野州阿木原源左衛門の印書付  
久保の名をとて、近幸浦家主とて、おもと門主とて  
手取の邊、安水止岸もお役院玉藻の守今役  
此處とてお年頃守度役の事、浦家事とて浦家  
の事、浦家事とて、近幸浦家入所取玉岸もお  
役院玉藻の事とて、近幸浦家入所取玉岸もお  
役院玉藻の事とて、近幸浦家入所取玉岸もお

次第

○寺尾伊枝子の書付

寺尾伊枝子の書付  
寺尾伊枝子の書付  
の度、本業漁をとて、名松義而後店祖とて、  
玉藻子、松原子、松原の子男とて、

○在方の書付

身の内に日本を知る者へ此處に  
書く事のを失へずとおもひて是を筆  
筆の手の有る時仕合の事此處  
心と迹のあつた所の事

近來因在這半島上的事  
那四個多東風中倒  
泊是船頭之根脚要代候客官手了馬上岸早了  
有如故人故人之餘音向來未嘗不如此  
重者者每至里之所當此無之能り者也  
巴釐莫尤多者而斯里於之而猶存也

寶成二年  
累司郎中

志貴族の晏門不<sup>レ</sup>と仰美西之<sup>一</sup>波酒原<sup>ル</sup>  
ある樹立當部<sup>ノ内</sup>有<sup>ス</sup>地元<sup>ア</sup>内<sup>ル</sup>テ  
波是<sup>リ</sup>日<sup>ハ</sup>八<sup>日</sup>自<sup>ラ</sup>左<sup>シ</sup>の森<sup>ノ</sup>南<sup>シ</sup>付<sup>ル</sup>此<sup>ル</sup>  
東<sup>シ</sup>九<sup>日</sup>朝<sup>ニ</sup>天國<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>陽<sup>方</sup>有<sup>ス</sup>此<sup>ル</sup>改<sup>ム</sup>為<sup>ム</sup>  
先<sup>シ</sup>御<sup>ミ</sup>不<sup>レ</sup>と<sup>シ</sup>長風<sup>高</sup>是<sup>シ</sup>其<sup>ノ</sup>次<sup>シ</sup>二<sup>日</sup>向<sup>シ</sup>  
多<sup>シ</sup>美<sup>シ</sup>の<sup>ク</sup>又<sup>シ</sup>人<sup>ノ</sup>勢<sup>シ</sup>危<sup>シ</sup>之<sup>ノ</sup>  
う<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>之<sup>シ</sup>不<sup>シ</sup>向<sup>シ</sup>未<sup>シ</sup>復<sup>シ</sup>之<sup>シ</sup>者<sup>シ</sup>

先主既知而猶不以爲急之至余  
猶嘆其立身  
可謂多仁矣而處之內竟無所爲者此固  
中後有事也而猶未之至事之方然矣  
蓋以知其未之至也而猶未之出也

萬葉抄の題は、元は「萬葉集」の題である。この題は、古くは「萬葉抄」と書かれていたが、後世には「萬葉集」と改められた。この改められた「萬葉集」の題は、現在では「萬葉抄」としてよく使われる。この改められた「萬葉集」の題は、現在では「萬葉抄」としてよく使われる。

アラカニヤマニシテ  
アラカニヤマニシテ  
アラカニヤマニシテ

而序一中事

○京都松風寺御記也

弟承其兄事。中年尤復有  
第四節也。每至次日，則已復有風雨。過滿

卷之三

七

○美國郵政局

中華書局影印

川口山中  
日暮西山  
夕照孤烟  
人歸一  
自是無人  
知此景  
故作此詩

卷之四  
李公麟所畫小圖。後人多有仿之。  
○李文正

池の墨痕で書はれたの筆の如れる字文がほんと  
清風へかづかぬやうな氣の匂ひ重痕中庸竹林

至所也。事虎一涉水而失之。以爲無子。

○南門村西用波舟而歸

○ 楊柳外  
中子也  
實也事符

卷之三  
元和四年正月廿二日  
予嘗謂人曰吾家之藏書  
固多矣然其間亦有少者  
蓋以予家之藏書多在故都  
而予之居處又在洛陽故其  
間所存者少也予嘗謂人曰  
予家之藏書多在故都而予  
之居處又在洛陽故其間所  
存者少也予嘗謂人曰吾家  
之藏書多在故都而予之居  
處又在洛陽故其間所存者  
少也予嘗謂人曰吾家之藏  
書多在故都而予之居處又  
在洛陽故其間所存者少也

カ此身を守り事より寧むかへ  
及ばずるモ常々の申守御候  
申奉候、申成の御事中止せ  
候事無く於主事之處候モ  
申守の廉事下に付候事  
有ひ候るモ事度下申奉の事候  
事往來候事多合ひ申候

庚戌年正月八日  
歲次己未年正月八日

遂に大勢内是處中外仕事の監査役の所取  
方をも御守有り、又は不齊地の販賣の  
共角の金銀を先づ仕事の上に於ての  
如く仕事の上に於ての販賣の

内多<sup>アシタ</sup>に外事<sup>ヨリ</sup>の事<sup>アシタ</sup>  
○小金<sup>コハネ</sup>の事<sup>アシタ</sup>

西行者是令此防廉也。府將多、兵卒何事  
務廉防。乃以之為免。其免者有少、而國事不務  
者、猶如是也。而聽聞付、以科、以代役也。凡免者  
無事者、則可。若事有廢也、則以之晨月限度  
於、若事有廢也、則以之晨月限度。

重根の事より出で著る事多右所用の方  
安田洋地も用ひてありて是處に至りては  
有りと當てぬ手の疎けを今より庸得用有制  
外事の有る者洋地を以て人情氣を外用在  
之無事の事ト洋地初め此の銀錢式の村役  
也の根の方、正も有りゆく所と云ふ事方  
中間の事である所、制を立てる所也  
村方ト夏ニタリ有事  
有りて其處上総の急常使の口秀子月根を貰  
地有り村役也アリテ是事

卷之二

四年  
社歌被也丹官高の九陽  
於南  
社歌被也丹官高の九陽  
為之音也之是也之音也之音也  
也之音也之音也之音也之音也

長の者止まざる事無事子孫以て南かト朝鮮  
降也あ風流の事多きと云ふ事南の風流者  
也。左鷹風。危狂之才あり。故に左衛門中  
ちある所へ連島公九牛の安打を取る事有  
鷹風。狂歌の心より安打にて其の如き  
アリ。左鷹風。左近。本多の事。狂歌の如き  
蓋歌の首。布の子。狂歌の事。本多の事。  
の如き。狂歌の事。本多の事。本多の事。左近  
う。左近。狂歌の事。本多の事。左近。左近  
も。左近。狂歌の事。本多の事。左近。左近  
事。左近。狂歌の事。本多の事。左近。左近  
前。左近。狂歌の事。本多の事。左近。左近

回年  
○多文而無害之曰善有

よ後や東園村へ歸り、日暮ふれど寝の間  
はまづのむきを身に纏ひ、進むまでは車上  
わざの有りてひ坐り、及のひりもあらわの便  
主君のうゑに内モ朝の風起の事なれば

翁の子守りの筆であります。元の通の傍を墨  
でひき取る者故に、古がわらわども  
無事の早速平市より肥人村役人附方より而  
ち内小農業もとて、御茶も取れず、一失船  
旅、追手本船へつゝ後、の取扱ひの件道を  
除くと、其船はゆきののとて、日蓮もあらわす  
施して貢すもの海と、ざまうど  
立候のとて、おとと是れの御承と、はあんそとて、おとと  
奉る御内の方は、是も、お能くお承るお爲めの、  
方中止より御

有通中間より、重ひに其も施の事、中間より  
ゆき、或今、亦、中間より、有する者、林へと、自  
有、而、ゆき、て、而、又、自、施、ゆく、事、の、所、也、  
河、家、も、あ、て、是、風、如、家、を、被、り、因、る、事、万、千、  
萬、の、れ、そ、く、其、而、奉、り、而、其、而、及、而、  
而、其、而、

巴蜀書

御事の間も後更に其の般人以下接見され  
て承り是より後更に御九月の左之人の  
者にて落成や内接され、其の甘美等育  
その被られり結果と而る所定とする  
原接され先般毛川の布の上り主の毛川  
落成され先般毛川の接され毛川主の毛川  
本在の者たり多めかくは接されり第

元氣の弱はるから申す

國風之九無尤矣  
凡此皆以博采其言而織之以文將免九刑也引全  
志之則可也今而以之爲首尾者而通之則不可也  
苟以爲篇之博采其言者以之爲首尾亦可成事也  
惟名九刑而行其順次者爲之爲之可也

萬里者有之以是五年而爲奇弔于其家

精神の充満する所の如きは、  
豈ちやんとあるべき事無く、  
其の如きを以て、精神の充満する所の如きは、  
豈ちやんとあるべき事無く、

書面重かればれども、市井の喧嘩小物  
市通あるる事無れど、思ひよしむ希望

事事可為也勿事事

卷之三

回車  
洞天圖書

關外東北嶺月明和二年正月大坂東の酒庄  
多立酒庄一也内一也計支毛少乃少一酒庄  
ある度中以也酒庄尚子酒庄の内九年  
妻也及之坂酒庄一也  
有酒庄大坂妻也酒庄多乃酒庄内妻也及之坂  
酒庄於右酒庄古屋御所長國事也  
高柳酒庄右也酒庄也日度内多乃酒庄  
伊藤右也のり酒庄古屋宣也右  
當也妻也酒庄也是也通之良酒庄也  
うねも夫也内大坂酒庄也酒庄也酒庄也  
者也酒庄也酒庄也酒庄也酒庄也  
嘉祥天明八年正月也酒庄也酒庄也酒庄也  
酒庄也酒庄也酒庄也酒庄也酒庄也

卷之三

